

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項  
第三号の規定によつて、広島県立図書館を次のとおり休館する。

令和八年一月二十六日

広島県立図書館長 里 本 佳 子

- 一 休館の期間  
令和八年三月三日（火）から同月十三日（金）まで
- 二 休館の理由  
特別整理のため